

# サプライヤー行動規範

2023年4月



# コンテンツ

1. 法規制の遵守	3
2. 社会的責任	3
2.1. 人権.....	3
2.2. 雇用慣行.....	4
2.3. 苦情処理メカニズム.....	4
3. 誠実さと企業倫理	4
3.1. 贈収賄防止、汚職防止、不正な支払い防止 .....	4
3.2. 競争法および独占禁止法 .....	4
3.3. 国際貿易および輸出管理 .....	5
3.4. 情報保護.....	5
3.5. 利益相反.....	5
4. 環境、健康、安全	5
5. 物質および材料	6
6. 紛争鉱物	6
7. ガバナンス	7
7.1. スピークアップ文化.....	7
7.2. コンプライアンス違反 .....	7

## 序文

---

研削盤、放電加工機、レーザー加工機、測定機、積層造形用工作機械の世界有数のメーカーとして、UNITED GRINDINGは、責任、誠実さ、持続可能性の文化に基づき、その事業が適用される全ての法律、規制、倫理的ビジネススタンダードの遵守を徹底することを約束します。私たちは、責任あるビジネスの実践が、行動規範で強調されているように、弊社のコアバリューと原則に本質的に結びついており、長期的な成功に本質的に貢献するものであると確信しています。これらの価値観と原則に基づき、弊社は責任を持って調達することを約束し、サプライチェーンの管理方法を継続的に改善するために、サプライヤーと協力していくつもりです。

UNITED GRINDINGは、全てのサプライヤーに同じコミットメントを求めています。そのため、弊社はサプライヤーに対して、適用される法律や規制、環境、社会、企業統治に関する国際的に認められた基準や条約を遵守して事業を行うことを求めます。弊社は、サプライヤーがサプライチェーンのリスクを特定し、サプライヤーや下請け業者と同じ基準を実施し、さらに自社のサプライチェーンにカスケードするために最善の努力をすることを期待します。

本サプライヤー行動規範は、各サプライヤーがUNITED GRINDINGと取引を行う際に、自らの組織内および直接的な影響、管理範囲内で適用すべき最低限の要件を定めたものですが、決定的なものではなく、起こり得るあらゆるコンプライアンスのシナリオに対して適切な指針を示すものではありません。サプライヤーは、適切な判断を下し、健全な意思決定プロセスを適用し、疑問や懸念を適切に提起することが期待されます：

- コーポレートパーチェシング; [purchasing@grinding.ch](mailto:purchasing@grinding.ch)または
- コーポレトリール&コンプライアンス; [grinding.integrityline.com](http://grinding.integrityline.com)

## 1. 法規制の遵守

---

サプライヤーは、その事業に適用される全ての法律および規則を遵守しなければなりません。

## 2. 社会的責任

---

サプライヤーには、どこであろうと、基本的人権を統合的に尊重する方法でビジネスとオペレーションを行うことが期待されています。個人は、尊厳、尊敬、透明性、公正さをもって扱われなければなりません。

### 2.1 人権

サプライヤーがすべきこと:

- 国際的に宣言されている人権の保護を支持すること。
- 人身売買、強制労働、奴隷労働を含む、あらゆる形態の現代的奴隷制への関与を防止すること。
- 児童労働が作業の実施のために利用されないようにすること。
- 若年労働者を、危険を伴う可能性のある、健康、身体、精神、社会、精神、または道徳的な発達に害を及ぼす可能性のある仕事の遂行から保護すること。
- ハラスメント、脅迫、虐待行為、過酷で非人道的な扱い、その他の違法な慣行のない職場を提供すること。
- 人種、肌の色、宗教、性別、年齢、障害、性的指向、政治的嗜好、その他の個人的特徴に基づくいかなる差別も容認しない。そして一般的に
- 多様で包括的な職場環境を醸成すること。

サプライヤーは、自らの活動に関連する人権へのリスクと実際の悪影響を特定し、リスクを低減するための適切な手段を講じ、自らの活動が人権侵害を引き起こしたり、その一因となったりしないようにし、悪影響を是正することが期待されています。

## 2.2 雇用慣行

サプライヤーがすべきこと:

- 賃金、労働時間、その他の雇用条件に関する権利と責任を明確に示した、従業員が理解できる言語で書かれた契約書を全従業員に提供すること。
- 少なくとも(i)適用される集団的な労働協約(存在する場合)、(ii)現地法、(iii)国際労働機関(ILO)の基準のいずれかに従って、公正かつ競争力のある賃金を提供し、現地の事情に応じた生活賃金を最低限確保すること。
- 適用される集団的な労働協約(存在する場合)、現地法またはILO基準で定められている最大限の労働時間、最小限の休息时间、最小限の休暇を尊重すること。
- 適用法に従って結社の自由と団体交渉の権利を維持し、ハラスメント、脅迫、制裁、干渉、報復を恐れずに労働条件について経営陣と率直に話し合う労働者の権利を尊重すること。そして
- 労働者が合理的な通知の後に雇用を終了し、支払われるべき全ての給与を受け取る権利を尊重すること。

## 2.3 苦情処理メカニズム

サプライヤーには、従業員やその他のステークホルダーが、職場における疑問や懸念、違法となりうる行為を報告できるようにすることが期待されています。

## 3. 誠実さと企業倫理

---

サプライヤーには、自社の製品やサービスのメリットで競争することが期待されています。したがって、サプライヤーは競争上の優位性を得るために不当な行為をしてはならず、誠実さと企業倫理をUNITED GRINDINGとの関係の基本として、透明で勤勉かつ道徳的な方法で事業や業務を行うことが期待されています。サプライヤーには、自社のリスクに応じた適切なコンプライアンスガイドラインとプログラムを導入し、維持することが期待されています。

### 3.1 贈収賄防止、汚職防止、不正な支払い防止

サプライヤーがすべきこと:

- 適用される全ての贈収賄防止および汚職防止に関する法律および規制を遵守すること。
- 直接的か間接的かを問わず、公務員、顧客、サプライヤー、その代理人、関連関係者の代表に対して、ビジネス上の意思決定に影響を与えたり、義務に反する行為を促したりすることを目的とした不適切または違法な支払い、贈り物、利益、便宜を提供、約束、供与、受領、合意することを禁止すること。この禁止は、そうした活動が現地法に違反していない場所であっても適用されます。
- マネーロンダリングや詐欺を特定し、防止し、禁止するための適切なプロセスを適用すること。そして
- 詐欺行為をしたり、人を騙したり、虚偽の申立てをしたり、他人にそれを認めたりすることで、何らかの利益を得ようとしないうこと。

### 3.2 競争法および独占禁止法

サプライヤーがすべきこと:

- 適用される全ての競争法および規制を遵守すること。
- 価格の固定、談合、入札、供給の制限、市場の割り当てや支配を行う公式または非公式の反競争的な取り決めを行わないこと。
- 現在、直近、将来の価格情報を競合他社と交換しないこと。
- カルテルや違法に競争を制限し影響を与えるような活動に参加してはなりません。そして

- インサイダー取引に関与しないこと。すなわち、UNITED GRINDINGとの業務関係の過程で入手した重要な情報または非公開の情報を、直接的または間接的に、他社の株式または有価証券の取引の根拠として使用したり、他人に取引をさせたりしてはなりません。

### 3.3 国際貿易および輸出管理

サプライヤーがすべきこと:

- スイス、EU、米国の貿易管理、輸出管理、制裁および禁輸に関する法律および規制ならびにサプライヤーの事業国における適用される国内規制を含むがこれに限定されない、国内および国際貿易に関する全ての適用法および規制を遵守すること。そして
- 輸出管理に関する正確な分類と情報を提供し、必要に応じて輸出管理ライセンスや許可を取得し、必要な場合は申告を伝達すること。

### 3.4 情報保護

サプライヤーがすべきこと:

- 適用される全てのデータプライバシー法および規制を遵守すること。
- 第三者からの情報を含め、全ての機密情報、秘密情報、専有情報が、不正アクセス、破壊、使用、修正、開示から適切に保護されていることを保証すること。
- UNITED GRINDINGおよび第三者の知的財産権を尊重し、悪用から保護すること。そして
- データ侵害の疑い、知的財産権の侵害、セキュリティ事故が発生した場合は、気付いた時点でUNITED GRINDINGに報告すること。

サプライヤーには、納入される部品や材料が偽造されるリスクを最小化するために、製品に適した効果的な方法とプロセスを開発し、実施し、維持することが期待されています。偽造部品、材料が発見された場合、またはその疑いがある場合、サプライヤーには直ちにUNITED GRINDINGに通知することが期待されます。

### 3.5 利益相反

サプライヤーには、あらゆる利益相反やそのように見える状況を予測、回避し、実際に利益相反が発生した場合、またはその可能性がある場合に、全ての関係者に通知することが期待されています。これには、事業上の利益と個人的な利益、または近親者、友人、同僚との利益との間の対立が含まれます。

## 4. 環境、健康、安全

サプライヤーには、その事業、製品、サプライチェーン全体のリスクを積極的に管理する方法で事業を行うことが期待されています。サプライヤーには、安全衛生に対するリスクを効果的に低減し、環境パフォーマンスを管理することを目的とした管理システム、方針、手順を確立することが期待されており、これには製品設計またはサービスに安全および環境への配慮を組み込むことが含まれます。

サプライヤーがすべきこと:

- 環境、健康、安全に関して適用される全ての法律と規制を遵守すること。
- その製品およびサービスが適用される全ての安全および品質要件を満たしていることを確認し、それぞれのCE宣言所をUNITED GRINDINGに提供すること(ただし、後者がUNITED GRINDINGによって免除されている場合を除きます)。
- 製品のライフサイクル全体における安全な使用を可能にするため、製品の環境、健康、安全に関する最新の情報をUNITED GRINDINGに伝達すること。そして
- 従業員、訪問者、ビジネスパートナー、エンドユーザー、第三者、地域社会を、そのプロセスや製品に内在する生命、健康、環境に対する危険から効果的に保護すること。

さらに、サプライヤーには以下にことが期待されています:

- 安全で環境に配慮した製品の開発、製造、輸送、使用、廃棄を促進し、育成すること。
- 資源を効率的に使用すること。
- 廃棄物や大気・水・土壌への排出を削減すること。
- エネルギー効率に優れ、環境に優しい技術を適用すること。そして、より一般的には
- 生物多様性、気候変動、水不足に対する負の影響を、可能かつ経済的に合理的な範囲で最小化すること。

## 5. 物質および材料

---

サプライヤーがすべきこと:

- 物質および材料に関する全ての法的規定および指令、特にREACH(規則(EC) No 1907/2006)、RoHS(指令2011/65/EU)、CLP(規則(EU) No 1297/2014)、米国有害物質規制法および個々の供給契約に定められているその他の規則および規制を遵守すること。
- 法律で要求される、またはUNITED GRINDINGが合理的に要求する、正確で完全な安全データシートおよびその他の情報およびデータを提供すること。
- 物質と材料に関する全ての規定と指令(国内法も含む)を遵守していることを、UNITED GRINDINGに対して宣言すること。そして
- サプライヤーの製品および/またはサービスに関連する下流の要件が満たされるように、UNITED GRINDINGと協力すること。

さらに、サプライヤーには以下にことが期待されています:

- 技術的に可能であれば、禁止、制限、規制されている物質や鉱物を排除するよう努力すること。そして
- 供給継続性を確保するために、物質に関する将来の規制に関する制約を予測すること。

## 6. 紛争鉱物

---

サプライヤーがすべきこと:

- 紛争鉱物に関する全ての法的規定および指令、特にEU紛争鉱物規則(規則(EU)2017/821)およびドッド・フランク法第1502条を遵守すること
- 製品に含まれる可能性のある「紛争鉱物」および重要な材料が、責任を持って調達されていることを合理的に保証する方針と管理システムを確立すること
- 武装集団に直接的または間接的に資金や利益をもたらす紛争鉱物の使用を根絶するための努力を支援すること。
- これらの鉱物の調達先とサプライチェーンに関するデューデリジェンスを実施し、要求があった場合には裏付けとなるデータをUNITED GRINDINGに提供すること。そして
- サプライヤーの製品および/またはサービスに関連する下流の要件が満たされるように、UNITED GRINDINGと協力すること。

## 7. ガバナンス

---

### 7.1 スピークアップ文化

サプライヤーには、従業員や第三者に対し、報復の恐れのない適切な報告手段を提供し、匿名での報告機会も含め、法的、倫理的な問題を相談することが期待されます。さらに、サプライヤーには報復行為を防止、検出、是正することが期待されています。

貴社または貴社の従業員が、本サプライヤー行動規範の条件が守られていない、あるいはUNITED GRINDINGが独自の行動規範に従って行動していないと思われる場合は、UNITED GRINDINGの内部通報チャンネルgrinding.integrityline.comを通じて懸念を表明していただくようお願いします。

### 7.2 コンプライアンス違反

本サプライヤー行動規範に定められた原則および要件に対する重大または故意の不遵守は、サプライヤーとUNITED GRINDINGの契約関係を著しく損なうものとみなされる場合があります。サプライヤーがここに記載された原則と要件を遵守していないと思われる場合、弊社は当該状況について詳細な情報と正当な理由を要求する権利を留保します。さらに、サプライヤーのコンプライアンスを確認するために、弊社は弊社の費用と合理的な通知のもとに、第三者の支援の有無にかかわらず、サプライヤーの業務や施設を監査、検査する権利を留保します。このような監査または検査の結果、サプライヤーが本サプライヤー行動規範を遵守していないと弊社が判断した場合、サプライヤーは、弊社の指示に従い、適時に必要な是正措置を講じるものとします。

サプライヤーが本サプライヤー行動規範を明らかに遵守していない場合、または適切な期間内に改善策を実施しない場合、UNITED GRINDINGは取引関係を見直し、(複数の)関連する調達契約に基づく是正措置を終了または追求する権利を留保します。

ベルン、2023年4月1日  
UNITED GRINDING Group AG 取締役



United Grinding Group AG  
Wankdorfallee 5  
3014 Bern  
スイス  
電話 +41 31 356 01 11  
info@grinding.ch  
grinding.ch

また、コンプライアンスに関連する情報は、すべて当社ホームページでご覧いただけます：

➤ [grinding.ch/corporate-responsibility](https://grinding.ch/corporate-responsibility)

